

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち（新規：4/継続：11/充実：0/見直し：0）						
基本施策1 男女平等の意識づくり						
(1)男女平等の意識啓発(★)						
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、男女平等推進センターなどの各種講座を開催する。	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。
					男女平等推進担当	引き続き、男女平等推進センター企画運営委員会において、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間に講演会・映画上映会・パネル展示などを行う。
3	国際的理解を深めるための取組	先進諸国の女性の地位向上に関する取組を周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	継続	市民	男女平等推進担当	男女共同参画フォーラムにて、国際協力を行う団体へ活動助成を行う。
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定する。
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。
基本施策2 男女平等教育の推進						
(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進						
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	市民	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。
7	人権教育の充実を図る研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	市	指導課	市人権教育推進委員会を年間5回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	継続	市民	指導課	引き続き、進路指導担当者会で、キャリア教育をテーマとした研修会を行う。職業調べや職場体験学習に留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標							
基本施策							
施策							
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
	9	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)							
(1)性の多様性に関する理解の促進(★)							
	10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。
	11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関わる講演会や図書展示等を実施する。	新規	市民	男女平等推進担当	人権週間に合わせ実施する図書展示において、性の多様性に関する図書展示を行い、啓発を図る。
	12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	新規	市/事業者等	男女平等推進担当	LGBTや性多様性理解のための職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。
(2)性的マイノリティ等への支援(新規)							
	13	学校教育における個別的支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	継続	市民	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。
	14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	新規	市民	男女平等推進担当	性的指向・性自認に関するにじいろ電話相談の実施につちて、検討する。
	15	パートナーシップ制度(仮称)の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。	新規	市民	男女平等推進担当	庁内で研究会を設置し、パートナーシップ制度を含む当事者への望まれる支援を検討する。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち (新規:0/継続:24/充実:10/見直し:1)						
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発						
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)						
16	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	市民	子ども政策課	引き続き、事業の充実を図る。現在実施内容については未定。
					男女平等推進担当	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講演会や情報提供などを実施する。
				市	人事課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やチラシ等により、職員が自身のワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する。
			事業者等	生活経済課	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。	
17	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。
(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進						
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学习グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	市民	子ども政策課	引き続き父親の子育てや教育力の向上を図り、父親グループとの連携も図っていく。
					児童青少年課	中学生・高校生リーダー講習会において、子どもとの接し方についての講義と保育体験ボランティアを実施し、男子児童の参加を促す。
					健康課	・このとり学級土曜日クラス:定員40組(初妊婦とパートナー)で、年12コース実施する。 ・7/7開催のゆりかごむさしのフェスティバルで父親対象の事業(イクメン講座、講座「お父さんの気持ち～パパへのヒント～」、妊婦体験ジャケット等)を実施する。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	デイサービスセンターや在宅介護・地域包括支援センターで家族介護者の交流の場や介護講座等を実施する。また、実施主体の意見交換会を行い、方針を共有しつつ各実施主体の特徴を活かした事業を展開する。
20	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、まなこやセンターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	21	男性の地域参加へのきっかけづくり	継続	市民	地域支援課 高齢者支援課 児童青少年課 生涯学習スポーツ課	「お父さんお帰りのさいパーティ」および「お父さんお帰りのさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。 男性のための料理講習会を実施し、参加者の地域参加を支援していく。 市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。 引き続き大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。
	22	PTA活動への男性の参加促進	継続	市民	生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進						
(1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進						
	23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	見直し	事業者等	管財課	工事請負契約の入札において、総合評価方式の試行を再開する。男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。
	24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	継続	市民/事業者等	生活経済課 男女平等推進担当	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。 両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取組み事例の紹介を行うよう検討する。
	25	育児・介護休業制度の普及の推進	継続	事業者等	生活経済課	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。
(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組						
	26	男性の育児休業等の取得促進	継続	市	人事課	・「育児参加休暇」の導入については他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続きを検討を進める。 ・男性の育児休業取得者が増えていることから、庁内で経験談を共有することでより一層の取得しやすい雰囲気醸成を図る。 ・介護を行う職員の支援と介護をしやすい職場環境の醸成のため、介護と仕事の両立に関する講演会を実施する。
	27	タイムマネジメント力の向上	継続	市	人事課	・引き続き、「カエルデー(各課で月1日以上の一斉定時退庁日)」「YY月間(「年次有給休暇取得促進月間」)や「ノー会議デー・ノー残業デー」を実施する。 ・超過勤務時間が45時間を超える職員の所属長による提出を再度実施する。また、超過勤務が減少した好事例については手法を共有する。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	28	働き方の見直し促進	継続	市	人事課	・仕事復帰に対する不安軽減を目的とした、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場:「育児休業取得者等懇談会」を開催する。 ・育児休業中の体験談などを庁内報等を活用して紹介する。 ・時差勤務の運用について検討しながら試行を行う。
基本施策3 子育て及び介護支援の充実						
(1)子育て支援施策の充実(★)						
	29	子育て支援施設の整備	充実	市/市民	子ども政策課	ニーズ調査の結果等をもとに、子育て支援施設の整備方針の検討を行い、本年度策定する「第五次子どもプラン武蔵野(令和2年度～6年度)」に、整備方針を記載する。
	30	子育て支援施設のサービスの充実	継続	市民	子ども育成課	引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。
	31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	充実	市民	子ども政策課	引き続き、講座や研修会等を行い、子育て支援者の育成及び共助のしくみづくりを充実させることで、横のつながりを更につくり、連携を強化する。
	32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	充実	市民	子ども政策課	引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図る。
	33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	継続	市民/事業者等	子ども家庭支援センター	子育て世代包括支援センターの設置を目指して相談体制の在り方を検討する。
	34	病児・病後児保育の拡充	継続	市民	子ども育成課	引き続き病児・病後児保育室での預かり保育実施を支援していく。
	35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	充実	市民	子ども育成課	令和2(2020)年4月の待機児童数ゼロに向けて、認可保育所3園の新規開設及び認証保育所の認可化移行を実施する。
	36	児童施設の機能の充実	継続	市民	児童青少年課	・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施する。
	37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	38	障害児の放課後対策の充実	充実	事業者等	障害者福祉課	整備費補助の効果もあり事業所が増加してきている。今後は事業所連絡会の内容を充実させ、サービスの質の向上を図っていく。
(2)介護支援施策の充実						
	39	介護に関わる人材の確保と養成	充実	事業者等	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	<p>・人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。</p> <p>・就職支援事業、事業者・団体支援事業において、就職相談会や管理者向けの研修等を新たに実施していく。</p> <p>地域支援課回答と同内容を実施する。</p> <p>平成30年度と同様に開催予定。対応に苦慮する精神障害者支援に関する知識と情報を提供することにより、支援者の積極的な関りを促す。</p>
	40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	充実	事業者等	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	<p>引き続き、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化するため、「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。</p> <p>平成30年度の事業見直しに伴う混乱もなく順調に事業運営が図られたため、引き続き事業を継続し深夜等時間帯に医療ニーズが必要となる要介護者等の受入れ促進を図り、もって医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図る。</p> <p>平成30年度と同様に参加し、介護保険、及び障害福祉の事業連携を図るとともに、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。</p>
	41	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	充実	市民	高齢者支援課	平成30年度にサービス相談調整専門員を増員し、相談体制の強化を図った。今年度はさらに、研修や実践をとおして、相談体制の質の向上を図る。
	42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	継続	市民	高齢者支援課 障害者福祉課	<p>市内の企業等に対して、認知症サポーター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。</p> <p>平成30年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。</p>

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	43 家族介護支援事業の拡充(事業19再掲)	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	デイサービスセンターや在宅介護・地域包括支援センターで家族介護者の交流の場や介護講座等を実施する。また、実施主体の意見交換会を行い、方針を共有しつつ各実施主体の特徴を活かした事業を展開する。
基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進						
(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)						
	44 市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	継続	市	男女平等推進担当	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。
	45 市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	充実	市	人事課	引き続き、女性の登用の促進に関する研修等を職員に案内する。
	46 女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	継続	市	指導課	教員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては引き続き女性教員の管理職選考の受験を奨励する。
(2)女性の再就職支援・起業支援						
	47 就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	継続	市民	生活経済課 男女平等推進担当	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で、託児付の再就職支援講座を目指す。 引き続き、情報の収集・提供に努め、講座等を開催する。
	48 地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	継続	市民/事業者等	生活経済課 市民活動推進課 地域支援課	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。 「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、補助金交付法人の交流会を実施する。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。 ・「地域包括ケア人材育成センター」では、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・就職支援事業、事業者・団体支援事業において、関係機関と連携し、就労希望者と事業者を結ぶ就職相談会を新たに実施するほか、福祉の仕事について普及・啓発を行う「お仕事フェア」を複数回実施していく。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進						
49	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う武蔵野市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	市民	地域支援課	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行う。また、「地域社協はじめて研修」を一般向けに行うことを予定する。
50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	充実	市民	防災課	引き続き子どもを持つ女性女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。女性の視点を取り入れた避難所運営の手引きを周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち(新規:1/継続:39/充実:2/見直し:1)						
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画】						
(1)暴力の未然防止と早期発見(★)						
51	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	充実	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努める。
					健康課	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。
52	若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートDV防止」をテーマに出前講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。
54	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。
(2)相談事業の充実(★)						
55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	継続	市	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	
				子ども家庭支援センター	女性総合相談担当とひとり親家庭相談担当で定期的に情報や支援方法の共有を行う。庁内連携会議を通じて各課担当者の理解を深めるとともに、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	継続	市民	子ども家庭支援センター	平成31年度についても、通訳の報償金を予算措置した。引き続き、相談・支援情報の多言語での提供について検討していく。	
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	継続	市民	男女平等推進担当	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	
				子ども家庭支援センター	引き続き、ホームページ等で相談窓口の周知を行う。	
59	男性のための相談に関する情報提供	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、男性方の家庭や夫婦関係に関する相談等について「まなこ」に相談先を掲載するほか、女性に対する暴力をなくす運動等でも情報提供を行う。	
60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	継続	市	男女平等推進担当	関係課や機関への情報提供等を行うと伴に連携を図る。	
(3)安全の確保						
61	被害者の安全の確保	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	
62	被害者情報の保護	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。	
				情報管理課	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
(4) 自立支援						
63	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	被害者の庁内各課での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
64	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	市	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。
65	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	継続	市/市民	男女平等推進担当	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。
					子ども家庭支援センター	引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。
66	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	市/市民	男女平等推進担当	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。
					子ども家庭支援センター	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。
					教育支援課	引き続き教育相談を実施する。
(5) 推進体制の整備						
67	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
68	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。
69	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	見直し	市	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標							
基本施策							
施策							
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
	70	相談関係職員研修の充実	継続	市	市民活動推進課	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。	
					男女平等推進担当	相談に関する理解を深めるため、引き続き東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。	
					子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	
	71	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。
						72	配偶者暴力相談支援センターの機能充実
						子ども家庭支援センター	配偶者暴力相談支援センターの機能充実について検討を行う。
基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策							
(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策							
	73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	継続	市民	男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示を行ったり、センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する新聞記事を掲示するなど、啓発活動を行う。
	74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	継続	市/市民	子ども家庭支援センター	引き続き、市で行う犯罪被害者の支援の取組みについて周知する。職務関係者は研修に参加し、専門知識を習得する。
	75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(事業53再掲)	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。
	76	女性相談窓口の実施(事業55再掲)	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。
	77	図書館における情報提供(事業4再掲)	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施することを予定する。
基本施策3 特に困難な状況にある人への支援							
(1) ひとり親家庭等への支援(★)							
	78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	継続	市	子ども家庭支援センター	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。ひとり親家庭アンケート調査の結果を踏まえ、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	79	ひとり親家庭への経済的支援	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。
					教育支援課	引き続き支給事業を実施する。
	80	ひとり親家庭等への自立支援	継続	市民	子ども家庭支援センター	職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。
					生活福祉課	生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、計画的・継続的な相談支援を行う。
	81	自主グループの支援	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターと共催でひとり親家庭向けの相談や講座等を実施する。
82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	新規	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、家庭訪問による学習・生活支援を行う。	
				生活福祉課	生活保護及び児童扶養手当受給世帯等の生活困窮世帯の小学校3年生～高校生に対する補習教室型の学習支援をシルバー人材センター等への委託により実施し、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を防止する。	
83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。
(2)高齢者・障害者の方への支援						
	84	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	継続	市民/事業者等	高齢者支援課	見守り・孤立ネットワーク会議を年2回開催し、参加団体の見守りネットワーク強化を図っていく。
					障害者福祉課	平成30年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。
	85	虐待防止の推進	継続	市民/事業者等	高齢者支援課	平成30年度に、養護者による虐待について事業所向けの研修会を2回実施した。引続き今年度も事業所向け研修会を3回実施する。また、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議についても引き続き開催し、関係機関の連携強化を図っていく。
					障害者福祉課	平成30年度と同様、連絡会と地域協議会を2部構成で開催。障害者差別に関する情報を、高齢分野と共に理解を広げる。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
86	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	市民	生活経済課	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。 むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載及び市ホームページにて情報提供を行う。
					高齢者支援課	年2回消費生活センター、安全対策課、警察署と消費者被害について情報交換会を開催。今年度も実施し、「安心安全ニュース」を隔月で発行、出前講座等を行い今年度も同様に実施し、見守り、注意喚起を促していく。
					障害者福祉課	引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。
					安全対策課	振り込め詐欺対策として、自動通話録音機を300台購入し、警察署と連携し無償貸出を行う。また、警察等関係機関と連携し、各種イベント等を実施し、犯罪被害防止の啓発等の対策を講じる。
87	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	市民/事業者等	障害者福祉課	新たな団体への周知を図り、更なる障害理解の推進が行えるように出前講座を継続していく。
基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進						
(1)各種健康診断の充実						
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	市民	健康課	乳がん検診は、受診率向上と利便性を考慮し、今年度から対象者全員(前年度未受診者)に、受診券シールを5月末に一斉送付し、8月～9月頃に受診勧奨通知を送付する予定。子宮がん検診は、今年度も引き続き、対象者(前年度未受診者)に受診票を一斉送付し、8月～9月頃に受診勧奨通知の送付を予定している。
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつや早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	充実	市民	健康課	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を実施する。 ・産後に家族から十分な支援を受けられず、育児不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を実施する。
90	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	市民	健康課	平成30年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標							
基本施策							
施策							
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
	91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	市民	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に4月と9月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)
(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発							
	92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発	男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発を行う。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。
	93	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施(事業9再掲)	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち(新規:2/継続:9/充実:1/見直し:1)							
基本施策1 計画推進体制の整備・強化							
(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進							
	94	条例の理解に向けた取組	条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	新規	市民	男女平等推進担当	条例ワークブックを市立小学6年生全児童に配布し、条例の理解促進を図る。
(2)市民参加による男女平等の推進							
	95	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	継続	事業者等	男女平等推進担当	センター企画運営委員会との協働を進めるとともに、引き続き、男女平等推進登録団体に対し、補助事業や交流会等の支援を行う。
	96	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	継続	事業者等	男女平等推進担当	引き続き、男女平等推進審議会を設置し計画の進捗状況の評価を行う。
	97	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	新規	事業者等	男女平等推進担当	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、第四次男女平等推進計画に沿った講座の企画・運営に関する協議及び検討を行う。
(3)庁内推進体制の整備							
	98	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	市	男女平等推進担当	庁内推進会議と同幹事を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理等を行う。
	99	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	継続	市民	男女平等推進担当	第三次男女共同参画計画の平成30年度事業実績及び令和元年度第四次男女平等推進計画の事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進審議会の資料とする。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
100	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	市	人事課	引き続き、男女平等推進担当と共管で全庁向けの研修を実施する。
					男女平等推進担当	引き続き、職員研修会を実施する。
(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)						
101	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	男女平等推進センター「ヒューマンあい」において、相談機能や配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女平等の推進拠点として機能充実を図る。	見直し	市	男女平等推進担当	引き続き、センターの機能整備を行うほか、女性法律相談を実施し、相談機能の充実を図る。
102	各種講座等の実施	男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図りながら実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	各種講座等を、企画運営委員会や関係機関との連携を図り実施する。
103	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行うなど、フォローアップを図る。	継続	市民	男女平等推進担当	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。
(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知						
104	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知(事業5再掲)	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。
基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透						
(1)メディア・リテラシーの向上						
105	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。
					指導課	引き続き、教職員のリテラシーの向上を図るとともに、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。
					男女平等推進担当	講座「夜活★むさしのメディア塾」を実施する。

武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書(事業予定)

基本目標						
基本施策						
施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	106	行政刊行物の表現の見直し	充実	市	秘書広報課	現在の刊行物等における現存ルールを整理するとともに、関連する国のガイドラインなどの整合性のある手引きとなるよう内容の検討・精査を進める。
					男女平等推進担当	都内で表現ガイドラインを作成している自治体に、作成方法などをヒアリングすることともに、秘書広報課と手引き作成に向け検討を進める。